

令和7年度 第3回苫小牧市子ども・子育て審議会 会議録

開催日時 令和8年2月9日(月) 18:00から19:30まで

開催場所 苫小牧市役所本庁舎2階 入札室・21会議室

出席者

- ・審議会委員 12名
小原会長、遠藤副会長、池淵委員、岡田委員、工藤委員、今田委員、佐藤委員、土肥委員、中田委員、中村委員、保坂委員、山端委員
- ・関係職員 15名
健康こども部長、健康こども部次長、こども家庭支援室長、教育部参事、こども育成課長、こども支援課長、青少年課長、健康支援課長、こども育成課長補佐、青少年課長補佐、健康支援課長補佐、健康支援課副主幹、こども育成課主査3名
- ・傍聴人 0名
- ・報道関係者 2名

1 開会

(司会)

それでは、お時間となりましたので、ただいまから「令和7年度 第3回 苫小牧市子ども・子育て審議会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただく、こども育成課の桑村と申します。よろしくお願いいたします。

まずはじめに、野見山健康こども部長より御挨拶申し上げます。

2 部長挨拶

(野見山部長)

皆様こんばんは。本日はお忙しいところ、第3回の審議会の方にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本市では今年度こどもまんなかアクションといたしまして、市民や企業市民など全ての方が子どもや子育て中の方々を地域全体で支える機運醸成に取り組んでおります。

その成果として、企業団体から子育て支援に対する寄付が増加をしているほか、こどもや子育ての当事者の皆様への思いやりや配慮する取り組みなどを実践いたします「こどもまんなか応援サポーター」も道内の自治体の中でトップクラスの件数となるなど一定の手応えを感じているところであります。

また、昨年12月議会におきまして、組織・機構の見直しについて承認を受けまして、来年度からは健康こども部をこども未来部に名称を変更し、こども政策に特化した組織とし、こども計画の策定をはじめ、こども誰でも通園制度や保育所等での医療的ケア児の受け入れなど子どもや子育て世代が安心して暮らしていける地域の実現に取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

本日は事業計画に基づく確保方策の見直しをご報告させていただくほか、多岐にわたる渡る議題をご審議いただきたいと考えているところでございます。

本日もそれぞれのお立場からご意見、ご提案をお願い申し上げます。簡単ではありますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。ここで、会議の成立について、ご報告いたします。樋口委員、谷澤委

員は本日欠席となります。苫小牧市子ども・子育て審議会条例第6条第2項において、会議は委員の過半数以上が出席しなければ、開催できないことが規定されておりますが、本日は、委員14人中12人と、過半数以上の委員が出席されておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは議事に入りますが、ここからは小原（おはら）会長に議事進行をお願いいたします。

3 議事

（議長）

皆さんこんばんは。今日も活発な討論をお願いいたします。

それではここから私が進行を進めさせていただきます。本日は議事の説明と質疑を行い、午後8時をめぐりに終了を予定しております。また、この審議会の議事録を苫小牧市のホームページで公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

では次第3の議事に入ります。まず1の報告事項についてです。報告事項のア、第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に基づく確保方策の見通しについて事務局から説明をお願いいたします。

（こども育成課主査）

こども育成課の若生です。初めに第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に基づく確保方策の見通しについてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料1をご覧ください。「1 教育・保育施設における令和7年度の受入状況について」の表の見方についてご説明いたします。表にある「量の見込み」は、計画策定時に見込んだ保育所・幼稚園等への入所希望数となります。その隣の「確保方策の目標値」は、量の見込みに対して、利用定員、又は利用定員を上回る受入れをどこまで目指すのか示した値となります。次に左から3番目の「確保方策の受入実績」は、実際に受入を行った実績数となります。その右隣の「受入実績-目標値」がプラスになれば、目標以上に園児を受け入れたことになり、マイナスになると目標を下回っている状況を指します。令和7年度では、1号及び2・3号の1・2歳と0歳がマイナスとなっており、計画の目標値に達しておりません。しかしながら、利用定員が受入実績を上回っている1号及び2・3号の1・2歳児は、入所希望に対応できている状況です。

次に「2 3号認定子どもの推移について」ですが、令和7年度の行をご覧ください。令和8年1月現在の数値となりますが、0歳児は入所希望者数が408人で、受入実績が326人、差し引くと82人の受入れができておりません。同じく、1・2歳児は入所希望者数が886人で、受入実績が867人、差し引くと19人の受入れができておりませんが、上の表にありますとおり、1・2歳の利用定員は954人となっていることから、全ての入所希望者に対応できる状況です。

最後に、「3 令和7年度における確保方策の見通しについて」ですが、1号認定は目標値に対する利用定員は確保されているとともに、希望者全てを受け入れる利用定員が確保されています。2号認定は目標値に対する利用定員は確保されており、保育ニーズの高まりに各施設が対応され、利用定員を上回る受入れとなっております。3号認定の1・2歳児は目標値に対する利用定員は確保されているとともに、希望者全てを受け入れる利用定員が確保されておりますが、特定の園に希望が集中しておりますことから、待機児童は発生していませんが、入所待ちは発生しています。3号認定の0歳児は、目標値に対する利用定員は確保されていませんが、保育ニーズの高まりに対して各施設に対応していただいた結果、利用定員を上回る受入れとなっております。

以上のことから、0歳児以外は、保育ニーズに対応できる確保方策となっております。3号認定の0歳児は確保方策が保育ニーズを下回っている状況となっておりますので、引き続き各施設にご協力いただきながら確保方策の目標を達成できるよう取り組んでいきたいと考えております。議事（1）アの説明は以上となります。

(議長)

第3期苫小牧市子ども子育て支援事業計画に基づく確保方策の見通しについて事務局から説明がありました。これについて何か質問、ご意見ございますか。

質問がないようですので、次に進みたいと思います。

報告事項のイ、医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン案について事務局から説明をお願いします。

(こども育成課主査)

こども育成課の五十嵐です。医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン(案)について説明させていただきます。資料2-1をご覧ください。

本日は、かねてより検討を進めてまいりました「医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン」の策定経過、およびその案を用いて行った具体的な取り組みと、今後のスケジュールについてご報告申し上げます。まず、本ガイドライン策定に至るまでの経緯について説明いたします。

これまで医療的ケア児の保育施設等利用につきましては、各園が独自に判断されている状況でした。しかし、一人ひとりの発達・発育状況に応じた教育・保育を提供し、保育所等においても適切で安全な医療的ケアの実施が求められることから、全市的に統一した対応が不可欠です。こうした背景のもと、市が医療的ケア児を受け入れる際に必要となる基本事項や留意事項をお示しし、保育施設等における医療的ケア児の円滑な受け入れ、そして安全かつ適切に医療的ケアを行いながら保育を行うことができる環境を整備することが喫緊の課題となっておりました。この認識のもと、本審議会におきまして、専門的見地から具体策を検討するため、「医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン検討部会」を設置いたしました。

これまでの主な策定経過について説明させていただきます。資料2-1の項番1「策定経過」をご覧ください。

令和7年10月24日に【第1回医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン検討部会】を開催しました。部会では委員の皆様にご覧いただき、様々なご意見をいただきました。同年11月10日には【第2回子ども・子育て審議会】におきまして、当部会の設置経緯と今後の検討方針について報告をさせていただいたところでございます。

そして、同月18日に開催いたしました【第2回医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン検討部会】におきまして、前回部会でいただきましたご意見をもとに修正・加筆したガイドライン案をお示しし、ご承認をいただき、医療的ケア児の保育所等受け入れに向けたガイドライン案として取りまとめることができました。本日、皆様には、医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン案が完成しましたことをご報告申し上げます。

次に、項番2「受け入れに向けた取組」をご覧ください。

ガイドライン案の策定後、私たちはこの案につきまして、単なる文書としてではなく、その実効性や妥当性を具体的な現場で検証する目的で、本ガイドライン案を用いて、現在保育所等の利用を希望している市内在住の医療的ケア児につきまして、令和8年4月入所を目指して、当該児童の保育所等への受け入れに向けた、一連の取り組みを先行して実施いたしました。この取り組みは、策定中のガイドライン案が現場でどのように機能するか、そして実際に医療的ケア児の受け入れプロセスを円滑に進められるかを確認することを目的に、項番2にあります受け入れに向けた取り組みを実施しました。具体的な取り組みとしましては、次のステップを踏んでおります。

入所相談があった医療的ケア児について、まず第1回の「医療的ケア児等支援会議」を開催しました。「医療的ケア児等支援会議」は、対象児童が入所を希望している保育所等、医療的ケア児相談室、こども育成課にて構成されています。この会議において、対象児童の主治医の意見書をもとにガイドライン案に沿って、対象児童の状況を多角的に把握した結果、実際の集団生活への適応を見極めるため、体験保育を実施することを決定いたしました。

この決定に基づき、対象児童について、入所を希望している保育所等において、「体験保育」を実施いたしました。この体験保育を通じて、対象児童の特性や必要なケア、集団生活での様子などを保育所等が詳細に把握することができました。

体験保育の終了後、第2回となる「医療的ケア児等支援会議」を開催しました。この会議では、体験保育を実施した保育所等より、体験保育における具体的な観察結果や医療的ケアの実施状況、集団生活での様子等の詳細な報告を受け、慎重な検討を行った結果、対象児童が保育所等を安全に利用することが可能であることを確認いたしました。上記の結果を踏まえ、対象児童の保護者の方へ「医療的ケア児受入れ内定通知書」を送付いたしました。

この一連の具体的な取り組みの結果として、保護者の方へ内定通知をお届けすることができ、令和8年4月からの対象児童の保育所等での受け入れが正式に内定いたしました。今後は、対象児童の保護者に入所が内定した施設等へ入所の申し込みをしていただき、内定施設において面接を実施のうえ、正式に入所が決定する予定です。

この取り組みにより、今回策定したガイドライン案が、実際の現場運用において有効に機能し、具体的なプロセスを通じて医療的ケア児の円滑な受け入れが実現可能であることを、確認することができました。私たちは、この結果を受けて、本日お示ししているガイドライン案の内容が、実際の医療的ケア児の受け入れに際して、適切かつ実用的なものであると考えております。

しかし一方で、今回の取り組みは「入所内定」までのプロセスが中心であり、実際に受け入れた後の医療的ケアの実施状況や、日々の保育現場での運用については、引き続き経過を観察し、そこで得られる知見を積み重ねていく必要があります。ガイドラインの本格運用開始後も、現場からのフィードバックに基づき、内容や様式に修正・加筆を継続的に加え、常にブラッシュアップしていくことで、より確度の高い、生きたガイドラインとして育てていきたいと考えております。

これらの検討経緯と取り組みの結果を踏まえまして、今後のスケジュールについてご説明申し上げます。

本日、委員の皆様にご報告いたしましたこのガイドライン案につきまして、本年3月中に正式な「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」として策定し、令和8年4月1日より、本格的な運用を開始する予定でございます。本ガイドラインを活用することにより、医療的ケア児とご家族が、地域で安心して保育所等を利用できる環境整備に繋げて参りたいと考えております。説明は以上です。

(議長)

ただいま報告事項のイ、医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン案についての説明がありました。

順調にガイドラインの方が流れに沿って検証されながら進んでいるということです。これについての何かご意見およびご質問ございますか。

よろしいですか。では質問がないようですので次に進みます。

次は報告事項のウ、いとい北保育園の建て替え基本計画案について、事務局から説明をお願いいたします。

(こども育成課主査)

それでは、議事(1)ウの苫小牧市立いとい北保育園建替基本計画(案)についてご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

本議題は、現在、パブリックコメントを実施している内容について報告させていただくものになります。また、前回の審議会でも、本計画案の概要は説明させていただいておりますので、重複を避けながら説明させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。1 建替の経緯ですが、「苫小牧市新保育所整備計画」に基づき、令和3年の「みその保育園」の建替えに続き、「いとい北保育園」につきましても、今年度から建替

えに向けて着手したところでございます。

次に、2 敷地の概要につきましては、現在の園舎の東側、苫小牧市立明倫中学校に隣接する場所を予定しており、敷地面積は3,293.25㎡となっております。

次に、3 鳥瞰パースですが、こちらは資料を横向きにしてご覧ください。南面から見た園舎のイメージ図となっております。園庭は糸井環状線から離れた位置に配置し、園舎は園庭を囲むような形状で計画しております。

次に、3 ページ目をご覧ください。4 施設概要につきましては、構造は木造平屋建て、面積は、園舎が997㎡、園庭は444㎡で計画しております。敷地北側は園舎と園庭、南側は駐車場と菜園を配置する計画としております。設計のコンセプトとして、3つの柱を掲げており、快適な保育環境、安全対策、多様な保育ニーズへの柔軟な対応を主軸としております。配置計画における快適な保育環境につきましては、安全性を考慮した園庭の配置、行事の際に多くの車両を駐車できる、ゆとりある駐車場としております。安全対策としましては、駐車場の出入口を区別すること、駐車場の駐車帯を敷地片側に集約することで、スムーズな車の動線としつつ、こどもの急な飛び出しにも気付きやすいよう配慮しております。

次に、4 ページ目をご覧ください。こちらは平面図となります。クリーム色の諸室は子どもたちが活動するスペースとなります。青色の諸室はお手洗い関係、黄緑色の諸室は調理関係、ピンク色は職員等が管理する諸室となっております。

多様な保育ニーズへの柔軟な対応としましては、配慮が必要な児童に対応するバリアフリー化の実施、医療的ケア児への対応を可能とする医務室の整備、一時預かりや子育てルームなどの実施を可能とする特別保育室の整備となっております。快適な保育環境としましては、日当たりを考慮した南面への保育室の配置、全館冷暖房空調の完備に加え、乳児室・ほふく室に床暖房を整備、ゆとりある保育に対応できるよう各保育室の保育スペースを基準よりも大きく確保しております。安全対策としましては、園舎周囲にフェンスを設置、オートロック及び防犯カメラの設置、避難動線に配慮したフェンス出入口の設置となっております。そのほかにも、資料に記載しておりませんが、ホールからはL字の直線で廊下が伸びており、見渡しやすい形状とするとともに、園舎中央に職員室を配置し、各保育室に行きやすくするなど、子どもたちの様子を管理しやすく目が行き届きやすい計画としております。

次に、5 ページ目をご覧ください。5 特別保育の内容（予定）につきましては、「地域子ども・子育て中核施設」として、通常保育に加え、配慮が必要な児童や医療的ケア児の受け入れ、病児保育や一時保育の実施など保育ニーズを勘案し検討してまいりたいと考えております。

次に、6 建替えスケジュールの予定ですが、今年度内に基本設計及び実施設計は完了します。また、保護者向け及び住民説明会を1月に1回ずつ実施し、その後、パブリックコメントを実施しております。建替え工事については、令和8年6月から着工し、令和9年10月の開園を目指すこととしております。

最後に、7 ゼロカーボンシティ実現に向けた取組では、第4期苫小牧市エコオフィスプランに基づき、省エネやシーオーツ―排出量削減に資する運営を実施してまいりたいと考えております。

市といたしましては、パブリックコメントの実施結果も踏まえ、スケジュールに沿って着実に本計画を進めていくとともに、子どもたちが快適な環境で生活を送ることができるよう、この度のハード面の整備だけでなく、ソフト面においても更なる保育の質の向上に向けて取り組んでまいります。以上が議事（1）ウの説明となります。

（議長）

報告事項のウ、いとい北保育園建て替え基本計画案について説明がありました。これについて質問ご意見ありますでしょうか。はい、遠藤委員。

（遠藤委員）

前回の審議会でもご質問したのですけれども、今、大変ですね、第1次の入所締め切りが終わりまして、苫小牧市全体の子どもたちの入所がとても数が少なく、本当に法人保育園等含めて認定こども園さん、それから小規模保育園さんの入所の状態が大変危惧されています。運営が困難になるであろうという法人さんや他の施設さんからの声も伺いましてちょっと代表で質問させていただきたいと思います。

この地域では今現在もニーズは大変多ございますけれども、幼稚園さんとか、それから認定こども園さんが結構密集している地域なんですよ。定員が前回のときには約120名だったと思いますけれども、そのぐらいの定数あるいは100名定数で、考えられているというようなことだったので、定員の方はちょっと今現在どうなっているかということがちょっとご質問したいなと思って質問させていただきます。お願いします。

(議長)

定員について事務局からお願いします。

(こども育成課長)

はい。こども育成課の早出です。質問ありがとうございます。

定員につきましては、遠藤委員がおっしゃいますように苫小牧市内で保育の需要が今のお話のとおり、現時点においては去年より保育需要が減少傾向となつてございます。まだ今2月27日まで2次募集もしておりますので、最終的にどうなるかはわからないのですが、今後も保育需要の状態を確認し、認可定員につきましては、今後また検討を進めていきたいと考えております。いとい北保育園につきましては、公立保育園となりますので、公立保育園の役割であります、特別保育ですとか、配慮が必要なお子さんの受け入れも同時に行つてですね、特別保育との人数の調整も勘案して、今後決めていきたいと考えております。以上です。

(議長)

よろしいですか。はい。

(遠藤委員)

はい。ありがとうございます。多分に公立保育園が大事な私達の指針であるというかね、そういう面では本当に役割を果たしていただいている施設ですけれども、園舎が老朽化して、皆さん建て替えたくても本当にお金がなくて建て替えられないとか、これから先のことを考えると施設を新しく、あるいは増改築もできないっていうふうなお話も実際に耳に入ってきます。そういう中で新しく公立で建てられた、立派な保育園が活かされることはもちろん大事な事業だと思うのですけれども、そういう点で本当に今お話にあったように地域のバランスっていうのでしょうかね、そういうのを考えて、適正な配置をしていただけたらと思います。皆さんのお声を代表してちょっと私が質問させていただきました。ありがとうございます。

(議長)

その他ご意見、質問ありますでしょうか？

はい、工藤委員

(工藤委員)

私の方からですね、いとい北保育の関係で近年、自然災害が多く発生している中で、災害に対する避難場所とか、施設が海拔何メートルぐらいのところにあるのかとか、そういうせつかくこういう新しい建物を建てるにあたって、避難する場所が示されていない。多分山の北側の方の山に避難すると思うのですが、それにしても距離的にも結構あるので、その辺はどのように考えているのか、

お聞きしたいと思います。

(議長)

災害時の避難について、事務局の方からお願いいたします。

(こども育成課長)

はい。ご質問ありがとうございます。昨年7月のですね、カムチャッカ沖の地震のときもですね、まず一時避難場所として、近くの日新小学校に避難をしております。今回の園舎につきましては、日新小学校には、わずかではありますが近づくという点と、避難動線としては、保育室を南側に向けまして、保育室から直接日新小学校に行きやすくする動線にしているところではございます。まずは、一時避難場所としては日新小学校の方に逃げやすいレイアウトとすることを意識して、今回基本設計及び実施設計をしたところになっております。

(議長)

これは、例えばこの間の津波がありましたけども、それでは避難の対象に入らないのですか。どのくらいの高さの津波が届くのですか。そこも工藤委員が聞きたいところかと思えます。

(こども育成課長)

はい。津波の避難区域についてですね、津波の避難区域かどうかという点は、本当にギリギリな位置になっておりまして、そこから考えますと、日新小学校の2階以上に逃げればまず大丈夫というような判断で日新小学校への避難をこれまでもしているところです。

(工藤委員)

海拔何メートルっていうのはわかってないのですか。この施設ですが。

(こども育成課長)

すみませんが、具体的な数値は現在手持ちで持ち合わせておりません。

(健康こども部長)

ちょっと補足でいいですか。

はい。海拔については、7mから8mぐらいだと思います。それで今の市のハザードマップでいきますと、基本的にはですね、バイパスよりも北側については仮に最大の大津波があったとしてもですね、数十センチの津波になるという想定でおります。

我々の今の公立園、先ほども課長の方から説明をさせていただきましたが、周辺の高層の建物といたしますと、日新小学校あるいは明倫中学校ということになっております。指定避難所が一応日新小学校ということになっておりますので、これまでも地震で津波注意報等が出た場合には日新小学校を目指して避難をするというルールで対応をしております。ですので、今回の新園舎の場合につきましても、日新小学校の2階あるいは3階というところに避難をすることで、対応ができるものと考えているところであります。

(議長)

ちょっといいですか、ハザードマップは、この間、市の方のホームページで公開されているものに適合するっていうことですね。

(健康こども部長)

はい。そうなります。

(議長)

ほか、ご意見とかは質問ありますか。

はい。山端委員。

(山端委員)

すみません。質問させていただきます。今、いとい北保育園の建て替えのことで、医療的ケア児を今後受入れていくってお話を聞かせてもらって、その1つ前の議題の医療的ケア児のガイドラインのことでご質問なのですけれども、入園希望の園児は減っているっていうことだったのですが、医療的ケア児はこれから増えていくとか、受入れを増やしていくっていうことなのでしょうか。今、ガイドラインの説明の中では詳しい説明はなかったのですが、何名ぐらいの医療的ケア児が入所希望で、受入れる園が3園だったと思うのですけれども、それだけでは足りないのでしょうか？それとも足りているのでしょうか。そこら辺詳しく教えていただきたいです。

(議長)

医療的ケア児の入園の年度ごとぐらいの推移はどうなっているかという質問です。事務局の方からお願いいたします。

(こども育成課長)

はい、質問ありがとうございます。医療的ケア児の受入れについてですが、今までこの審議会でもご説明させていただいたとおり、ガイドラインをこの度初めて作ったということで、各園に対する一つの指針がなかったところ、できたというところで、ここをきっかけにですね、医療的ケア児の受け入れを、推進していきたいというふうに、まず市の方は考えております。昨年度から今年度にかけて状況が変わってきたんですけど、今のところ私達が把握しているところでは、対象となる保育所等に入りたい医療的ケア児のお子さんは2人ということで把握はしております。あと1人が最近、医療的ケア児ではなくなったお子さんがおり、その3人のお子さんに対して、令和8年度の4月から受入れをできるように、今着々と準備を進めているところとなっております。私達が把握している範囲では、その3人となっておりますが、足りているかという点は、もしかしたら相談等に至っていない方もいらっしゃるかもしれませんが、把握している限りでは今のところ3園で対応できるものと判断をしているところでございます。

(山端委員)

ありがとうございます。もう1点質問よろしいでしょうか。前回の審議会で、医療的ケア児を受け入れるにあたって、保育士さんとか看護師さんの人員不足っていうことが、かなり問題に上がっていたかと思いますが、そこら辺の方は何か対策はされたのでしょうか。お願いします。

(議長)

事務局の方からお願いいたします。

(こども育成課長)

はい。看護師さんの数をいきなり何人増やしますというのは難しい状況なのですが、何をしたいということはないんですが、このガイドラインを作ってますね、興味のある園とか、そういう園には説明をして、保育士さんであっても第3号研修を受ければ、医療的ケア児を受入れられるという制度もありますので、引き続きそういう情報を各園の皆さんに丁寧な説明をさせていただき、医療的ケア児の受入れが進むように、市としても取り組んでいきたいというふうに考えております。

(山端委員)

ありがとうございます。何か私もあの保育士をしておりまして、現場で保育士をしておりまうのと、あと看護師もしておりまして、両方の資格持ってお仕事させてもらっているのですけれども、私の娘・息子とかも幼稚園とかに通わせてもらってまして、私自身も二つの園に関わらせていただいて、やはり園長先生とか、現場で働く保育士さんとかの話聞かせてもらおうと、医療的ケア児を受け入れていくっていうのは不安が大きいというのと、受入れることによって、ほかの子たちにもしわ寄せがいくってしまうのではないかと、ほかの預かっている子達にも負担がかかってしまうっていうのもすごく不安に上がっていたので、ちょっとお話をさせていただこうと思って、ちょっと意見でも何でもないんですけども、お耳に入れていただきたいなと思って。はい。ありがとうございます。

(議長)

はい。ありがとうございました。

そのほか、ご意見は質問ありますでしょうか。

はい。中田委員。

(中田委員)

医療的ケア児の件で、私からもちょっと質問させてください。

今回、初めて作られたこのガイドラインを拝見させていただきました。

この中で、人員不足の対策が取られていないなというところを感じました。そこで質問ですけども、受入れる側の環境整備といいますか、受入れる者に研修を受けさせて質を担保するような内容が組み込まれていたと思いますが、その研修を受けるために、数少ない人員が取られていると利用する人はその日利用できなくなるのではないかとという意見が1つと、受入れる側にやむを得ない事情があればその日は利用者と相談して欠席していただくという内容が組み込まれていたと思うのですが、そのやむを得ない事情っていうのが、例えば子どもの学校行事だから休みたいですし、医療的ケア児を今日受入れられませんとかっていうことが認められるのでしょうか。例えば、親族の忌引きとかそういったものでないやむを得ない事情にはなりませんよっていうレベルなのではないかと。具体的なことが書かれていなかったの、これを読んで受入れる側としたら、休めなくなるのではないかとか1人で負う責任という点がすごくプレッシャーになるのではないかと感じたのですが、いかがでしょうか。

(議長)

事務局の方からありますか。

(こども育成課長)

はい。質問ありがとうございます。

まず、研修に行くに対応できないっていうのがあっていいのではないかとのお話ですけど、今のところ受入れる前に、まず研修を受けていただく、北海道の委託事業を受けている事業所からの研修を受けていただくということで、了解を得ているところです。今後は、研修を受講する場合は、確かに受けられないっていうこともあろうかとは思いますが、そこに関しては、例えば事業所の方には土曜日を受けていただくとか、受入れ時間外に対応するとか、あとお子さんが休みの日とかですね、そういうところは何とか工夫できるのではないかと考えております。

また、やむを得ない事情のとき、看護師さんが休んだら、医療的ケア児受入れられないんじゃないかというところですが、看護師さん雇われたら、補助金とかお金の関係もありますので、園の事情にもよるかとは思いますが、ケースバイケースでなるべく医療的ケア児のお子さん受入れと看護師さんの働き方を配慮し、バランスを保ちながら相談して実施していきたいと思っております。

(議長)

よろしいでしょうか。その他質問ご意見なければ、いよいよ北保育園建て替え基本計画案について、これで、次にすすみたいと思います。

次は協議事項です。協議事項のア、こども計画について、事務局の方から説明お願いいたします。

(こども育成課主査)

それでは、議事(2)アのこども計画についてご説明させていただきます。資料4をご覧ください。

1 こども計画とは、ですが、こども基本法第10条により、「市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとする」と規定されており、努力義務となっております。都道府県こども計画にあたる「北海道こども計画」につきましては、令和7年3月に策定しており、市町村こども計画を策定した道内自治体もあるところです。次に、2 こども計画の構成要素と計画策定状況につきましては、市町村こども計画は、こども大綱及び道のこども計画を勘案し、子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画、子ども・子育て支援事業計画、そのほか少子化に対処するための施策を包含したこども計画を策定したいと考えておりますが、現在、策定が努力義務である子ども・若者計画及びこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画につきましては、策定できておりません。なお、子ども・若者計画とは、ニート・引きこもりなど、困難を抱える子ども・若者(0歳~39歳)の孤立化を防ぎ、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援する計画であり、こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画は、貧困の状況にある子ども(0歳~おおむね30歳未満の若者)が健やかに育成される環境の整備など、貧困対策を推進する計画となっております。2つの計画は、子どもだけでなく、若者も対象とした計画となっており、子どもたちが社会へ踏み出した後も自立して生活できるよう、幼少期、児童期、青年期など各ライフステージに応じた支援していくことが重要であると考えられております。

次に、3 こども計画策定の目的とメリットについてですが、上記3つの計画に自治体における施策や地域資源、地域の実情を勘案しながら子どもや子育て当事者等の意見を反映し作成するものであり、こども計画を策定することで本市が目指す“こどもどまんなかのまち「苦小牧」“の実現につながることを期待されます。

次に、裏面をご覧ください。4 策定方法につきましては、「子ども・若者計画」及び「子どもの貧困対策計画」を策定し、既存の「子ども・子育て支援事業計画」を合わせて、令和9年4月からのこども計画として策定します。

最後に、5 策定スケジュールにつきましては、アンケート調査を6~7月に実施、その後素案を11月までに策定、最終案を2月までに策定し、3月には完成を目指します。審議会の皆様には、アンケート調査実施前の項目の設定、実施結果の報告、素案の意見聴取、最終案の意見聴取を考えております。そのほか、子どもの意見聴取の場や施策等の庁内検討の場を設置することなども検討しております。

以上が議事(2)アの説明となります。本計画の策定につきまして、委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)

いま、こども計画についての説明がありました。

これについて、ご意見ご質問ございますか。はい、佐藤委員。

(佐藤委員)

はい。5番目のスケジュール、予定のところのアンケート調査ですが、札幌とか旭川千歳方面であれば既にこの計画が立てられているということで今後も苦小牧市がやる場合に、このアンケート

調査というのはどのような内容でどのような方を対象に行うのか、考えられていることがあればお聞きしたいと思います。

二つ目が、この同じ表の一番下の方に子どもの意見聴取の場と書いてありますが、どのような子どもたちを対象に考えられているのか、わかっていたら教えていただきたいと思います。

(議長)

事務局の方からアンケートについてお願いいたします。

(こども育成課長)

はい。ご質問ありがとうございます。まずこども計画のアンケートの内容や対象者という点ですが、こども計画のアンケート調査につきましては、現在策定していない困難を抱える子ども若者についての内容ですとか、子どもの貧困対策に関する内容ですとか、計画を策定しない部分の質問が多くなるのではないかと想定しております。またアンケート調査の対象につきましては、当事者となる子どもや若者、そして、その保護者を予定しております。

アンケートの詳細につきましては、内部で協議をしまして、来年度の審議会においてお示しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと二つ目のご質問の中で、子どもの意見聴取の場、庁内検討の場を設置することを検討中とあるのはどのような方法で予定しているのかというご質問ですが、こちらにつきましては、子ども基本法には、こども政策の基本理念として、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できることや子どもは年齢や発達の程度に応じて意見が尊重され、子どもの今とこれからについて最も良いことが優先して考えられることとありますので、このことから、子どもの意見聴取の場を設置することを検討するとともに、庁内の関係部署が集まりこども計画を検討する場の設置につきましては、現在これといった案はありませんが、どのように開催することが最適であるかという点を今後しっかり検討していきたいと考えております。

(佐藤委員)

はい。ありがとうございます。

(議長)

はい。よろしいですか。

僕の方からちょっと聞いていいですか。これは実質的な数の掘り起こしを含めたアンケートですか。それとも、このぐらいのものだろうということがある程度予想されていて、その質的なものを見極めていくためのアンケートですか。その辺ちょっとわかれば教えていただきたいです。

(こども育成課長)

ご質問ありがとうございます。このアンケート調査につきましては市内でどのようなことが起きているのかですとか、どのような状況であるかというところを調べて、それに対してどのような計画を作っていくのかが一番大切だと思いますので、まずはですね、現状の数を把握することに重きを置いたアンケートを実施することを考えております。

(議長)

はい。ありがとうございました。その他これに対してのご意見ありますか。質問ありますか。

よろしいですか。では質問がないようですので、それでは審議会としまして、来年度のこども計画の策定の流れについて承認するというところでよろしいでしょうか？

では次、事務局案でよろしいということで事務局は来年度のこども計画の策定に向けて準備をお願いいたします。

次に協議事項のイ、第3期苫小牧市子ども子育て支援事業計画の一部改定について、事務局から説明をお願いいたします。

(こども育成課主査)

それでは、議事(2)イの第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の一部改訂についてご説明させていただきます。本議題は、計画の改定が主題ではありますが、本年4月から全国で義務化される“こども誰でも通園制度”と本年4月から創設された“満三歳以上限定小規模保育事業”についてを主に説明させていただくとともに、これらの事業に係る子ども・子育て支援事業計画の改定について、説明させていただきます。資料が複数にまたがりまことをあらかじめご了承願います。

まず、資料5-1をご覧ください。令和8年度特定乳児等通園支援事業の実施について説明いたします。1 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の概要ですが、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的とした事業であり、対象は0歳6か月～満3歳未満の未就園児、時間は月10時間まで利用可能、手法は利用定員を設定する一般型と教育保育施設の空き枠で実施する余裕活用型があり、給付費及び徴収した利用者負担により事業運営する制度となっております。

次に、2 乳児等通園支援事業者の認可・確認手続きの流れについてですが、子ども・子育て支援法第54条の2により、特定乳児等通園支援事業について、表の⑥にありますとおり、子ども・子育て審議会で審議いただいた上で、自治体が需給調整を行える仕組みとなっております、このたびご審議いただくものとなります。

次に2ページ目をご覧ください。3 実施希望施設となります。まずは、一般型となりますが、西部1施設、中央部2施設、東部3施設から申請があり、0歳児が2人、1歳児が10人、2歳児が10人の定員設定を行い、実施します。

余裕活用型については、西部7施設、中央部4施設、東部3施設から申請があり、0歳児の受入れを行わない施設が3施設あるものの、3号定員の空き枠で受入れを実施します。

次に、3ページ目をご覧ください。乳児等通園支援制度の量の見込み及び確保方策についてですが、こちらは、教育・保育施設の考え方よりも複雑となっていることから、詳細に説明いたします。

量の見込み及び確保方策の算出方法については、国の手引きなどを参考としつつも、本市の実態と先行事例を参考としながら算出することとしました。ただし、本市の事業実績がないことから、令和9年度に行う中間見直しにおいて実績を勘案して量の見込み及び確保方策を算出します。

まずは、量の見込みについてですが、計画策定時に推計した児童の人口から、支援事業計画の保育所等に通う3号認定のお子さんの人数を差し引いたもの、これが未就園児数となります。ただし、0歳児においては、生後6か月からが本制度の対象となることから、対象児童を二分の一にした人数としております。

その人数に、令和5年に実施しました支援事業計画のニーズ調査の項目において、“「定期的に」幼稚園、保育施設等を利用したい”と回答した割合88.7%をかけた値が、本制度を利用される可能性がある人数、“利用認定者数”と表現しております。さらに、利用認定を受けたお子さんは、実際、全ての方が利用されないことから、こども家庭庁でまとめた全国的な利用割合である、29.54%をかけて、利用者数を算出しました。この数値に対し、国の手引きでは1月あたりの利用可能時間の10時間をかけ、さらに、1定員あたりの受入時間である176時間で割り返すと、必要定員数が算出される仕組みとなっておりますが、最大利用可能時間は10時間であるものの、こども家庭庁資料によると実際の利用は平均7時間となっていることから、10時間を7時間に置き換え、利用者数と7時間を掛け合わせた値を、必要受入時間数とすることとしました。そこに、1定員あたりの受入時間である176時間で割り返した必要定員数を、量の見込みとしたいと考えております。

量の見込みの算出方法について、もう一度まとめて説明しますと、支援事業計画策定時に算出した児童推計から、3号認定の量の見込みを差し引いた値が、“未就園児数”。そこに利用したい意向

がある割合 88.7%を掛け合わせた値が、利用認定者数。さらに利用認定者数のうち、実際に利用された割合 29.54%を掛け合わせた値が、利用者数。利用者の平均的な利用時間を掛け合わせたのが、市内全域で必要となる受入時間数、その時間に定員 1 人あたりの受入時間 176 時間で割り返したのが、必要定員数、量の見込みとなります。

次に、4 ページ目をご覧ください。量の見込みに対する確保方策となりますが、量の見込みの必要定員数と同じ考え方になるよう、計算することとなります。まずは、“定員数”と“受入可能時間”、“受入可能日数”の考え方を説明いたします。定員数は、各施設が設定する利用定員となります。受入可能時間は、本制度は教育・保育施設と違い、必ず 7 時半から 18 時半まで開所しなければならないものではございません。あくまで、施設ごとに、事業者が受入可能時間を設定できます。そのため、例えば、1 日あたり 2 時間のみ受入れする時間設定ができるということになります。続いて、受入可能日数ですが、こちらも施設ごとに設定できることから、平日だけにするのか、土曜日も含めるのか、それにより 1 月あたりの開所日数が変動することとなります。

それを踏まえ、まずは一般型の説明となりますが、2 ページ目に記載した定員をまとめた表が定員数と書かれた表となります。その値に対して、受入可能時間と受入可能日数を掛け合わせるようになるのですが、施設ごとに受入可能時間と受入可能日数が違うため、施設ごとの計算過程をお示しすると、根拠資料が膨大になることから、あえて“平均”という形で、平均受入可能時間と平均受入可能日数を記載しております。それを掛け合わせていくと、1 月あたりの受入可能総時間が算出されます。あくまで平均の受入可能時間と受入可能日数を記載しておりますので、単純に掛け合わせていくと、受入可能総時間とズレが生じますのでご承知おきください。その受入可能総時間を 1 か月あたりの受入時間である 176 時間で割り返すと、必要となる確保方策が算出される仕組みです。余裕活用型につきましては、教育・保育施設の空き枠で実施することとしており、定員設定がないため、子ども・子育て支援事業計画において、量の見込みを上回る確保方策となっている 1・2 歳児のみ、余裕活用型の 14 施設で 0.5 人ずつ受入可能と判断し、受入可能人数を設定しております。なお、0 歳児は、子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育施設の量の見込みを下回る確保方策となっていることから、受入れが難しいと判断し、0 人としています。その後の計算過程は、一般型と同様となっております。なお、計算の最後である 176 時間で割り返さなくても、3 ページ目の量の見込みの“必要受入時間数”と 4 ページ目の“受入可能総時間”を見比べることで、量の見込みと確保方策を比較することは可能ですが、国の手引きに従い、教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の定員の考え方で表現しております。計算がとても煩雑となっておりますが、いずれにしても、本制度に利用するであろう人数と時間を定員に置き換えたものが量の見込みで、同様に受入れ可能である人数と時間を定員に置き換えたものが確保方策ということになります。

次に 5 ページ目をご覧ください。5 乳児等通園支援制度の認可・確認についてですが、本制度は、全ての子ども・子育て世帯への支援という趣旨を踏まえますと、希望者がどこでも利用できる提供体制を整備する必要があり、可能な限り多くの施設において実施できることが望ましいと考えています。それを踏まえ、事務局案としましては、一般型は、利用定員を設定することから、需給調整の対象とし、職員の配置及び設備基準を満たした上で、子ども・子育て支援事業計画の量の見込み、確保方策と照らし、認可・確認を行いたいと考えております。そのうえで、来年度に実施希望する施設については、合計及び 0 歳児が量の見込みを超える確保方策とならないことから、全て申請どおりとしたいと考えております。余裕活用型については、教育・保育施設の利用定員の空き枠で実施され、確認手続きも省略できる事項も多いことから、需給調整の対象外とし、全ての希望施設に対し、認可・確認を行いたいと考えております。資料 5-1 の説明は以上になりまして、資料 5-2 をご覧ください。

満三歳以上限定小規模保育事業についてですが、1 の事業の創設の背景となります。小規模保育事業とは、19 人以下の利用定員で、0～2 歳の子どもを対象に保育を行う事業ですが、保育の体制整備の状況その他の地域の実情を勘案して、3～5 歳児を受け入れることも可能とされておりますが、現在、本市では、2 号認定の利用定員が十分に確保されていることから、小規模保育事業で 3

～5歳児の受入れは行っていません。

令和7年に公布された児童福祉法等の一部を改訂する法律に基づき、子どもの保育の選択肢を広げる観点から、3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業の実施が令和8年4月から可能となりました。それにともない、これまでの小規模保育事業は、満三歳未満等小規模保育事業へ変更となりました。

2 満三歳以上限定小規模保育事業所の設置につきましては、2号認定の子どもの受入れ先は、市内全域で充足していることから、新たな受入れ体制の整備は、現状不要と考えています。なお、整備が不要であっても、子ども・子育て支援事業計画上に、量の見込み及び確保方策を記載するよう国から通達を受けておりますことから、計画を改訂いたします。ここからは、これまで説明しました、資料5-1、資料5-2を踏まえ、本題であります支援事業計画一部改訂について、説明いたします。資料5-3をご覧ください。

こちらは、ページ数が多いことから、改正した点のみを説明いたします。まず、配布しました修正版の8ページ目をご覧ください。こちらは量の見込みの算出方法を記載しております。資料5-1に説明した計算方法と同じ内容となっております。

続いて、9ページ目をご覧ください。地域子ども・子育て支援事業に該当していた乳児等通園支援事業が令和8年度から教育・保育施設等へ移行することを記載しております。

続いて、10ページ目をご覧ください。教育・保育施設の表となりますが、小規模保育事業が「満三歳未満等小規模保育事業所」と「満三歳以上限定小規模保育事業所」に分かれまして、「満三歳以上限定小規模保育事業所」の確保方策は施設数及び園児数ともに“0”と設定しております。

続いて、11ページ目をご覧ください。②2号認定（3～5歳）ですが、10ページと同様に「満三歳以上限定小規模保育事業所」の確保方策は0人と記載しております。

続いて、14ページ目をご覧ください。乳児等通園支援事業の量の見込み、確保方策の表となります。令和8年度は、量の見込みを0歳から順に読み上げますと、3人、5人、4人、計12人となっており、確保方策が、一般型の0歳から順に読み上げまして、1人、6人、5人、計12名、余裕活用型が0人、6人、6人、計12人となっております。差し引き、0歳はマイナス2人、1歳は7人、2歳は7人、計12人となっております。令和9年度も、量の見込み及び確保方策ともに同数となっております。

以上から、確保方策のまとめとしましては、出生数の減少が続くものと想定していますが、量の見込みに対する確保方策を講じる必要があると考えています。

確保方策としては、一般型により確保することを基本とし、教育・保育施設の利用定員の空き枠で実施する余裕活用型により充実を図ります。

1・2歳児は、量の見込みに対応できておりますが、0歳児は、一般型では確保方策が不足するため、余裕活用型も含めた確保方策を講じる必要があると考えております。また、今回の改定では、子ども・子育て支援事業計画の中間見直し時に利用実績を踏まえ、量の見込み及び確保方策を算出しますので、令和9年度までの量の見込みと確保方策を算出しています。

続いて、15ページ目になりますが、こちらは量の見込みの算出方法を記載しており、内容が資料5-1と重複しますので、具体的な数値の説明は省略いたします。また、16ページ目以降は、乳児等通園支援事業が教育・保育施設等へ移行すると記載したことが改正点となりますので、説明は省略させていただきます。

なお、今回の一部改訂は、現時点の案であり、子ども・子育て審議会委員の皆様のご意見とともに、明日から実施しますパブリックコメントでいただいた市民意見を踏まえ、最終的に決定したいと考えております。なお、本計画は3月中に改訂する必要があるため、委員の皆様には、3月に最終案をお示しし、書面により意見・承認をいただく流れを考えておりますので、予めご了承ください。

長くなりましたが、以上が議事（2）イの説明となります。支援事業計画の一部改訂及び乳児等通園支援事業の利用定員の設定につきまして、委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)

協議事項のイ、第3期子ども・子育て支援事業計画の一部改定について事務局の方から説明がありました。これについて質問ご意見ありますか。

(佐藤委員)

実施希望施設ということで一般型の6施設と、余裕活用型が14施設あるけれども、苫小牧市内には、まだたくさん施設はあるかと思うのですけれども、1月末現在の施設数ということですが、その後増えているのか。あと応募しなかったところが何か理由があるのか、もしあれば教えていただきたいというのが1つ。

2つ目が、手続きの流れでいくと、次年度以降は1と3が不要で、6が11月に行う予定ですので、毎年確認手続きを行うということだと思いましたが、毎年この受け入れ施設の数が変わるということでしょうか。その2つを確認したいです。

(議長)

はい。事務局の方から回答をお願いします。

(こども育成課長)

はい。ご質問ありがとうございます。まずこども誰でも通園制度の実施施設が1月末現在なので、そこから増えているのかという点ですが、現在のところ、ここに書かれた施設のままとっております。実施しない施設の理由というところですが、私達がお聞きしているところでは、保育所に来るのが初めてで、普段来たことのないお子さんを預かるということのハードルが高く、現場の保育士さんの負担がかかるということで、そういうところを配慮してやらないという声はお聞きしております。

次のご質問ですが、こども誰でも通園制度は、認可確認申請を毎年やっていくというところで、こちらについては、毎年行う予定ですが、やりたいということをおっしゃる園があれば、都度、時期を限定せずに直近の審議会で、このようにご審議させていただき、承認を得た上で、事業を開始するというような流れになる予定です。また、毎年受入れ施設が変わる可能性があるかというご質問については、やってみたところ、園の運営体制的にちょっとできないと、保育士さんの数が足りないとかっていうことも出てくるかもしれませんので、そのときにはまたご審議させていただいてですね、現在提案させていただいた施設数から減る可能性もあるのではないかと考えております。以上です。

(佐藤委員)

はい。ありがとうございます。

(議長)

次、遠藤委員。

(遠藤委員)

今、佐藤委員からご質問があった、手を挙げなかった施設の園長でございます。

早出課長がおっしゃったように、国が指し示したとおりにもう全国でやらなくちゃいけないこの制度というのは、この全ての子どもたちの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するっていうふうになっておりますけれども、月10時間ですね、換算すると1時間で10日で、10時間ですし2時間ですと5日間しか利用できないわけですよね。果たして、子どもたちの育ちを応援できているのか、やはり継続することに意味があると思うのですよね。だから、前にもお話ししたのですけれども、一時預かりとか、それから子育て支援室とか、既存の制度をもう少し充実させて、本当は、国はそ

ういうところにたくさんの補助や保育士さんたちの配置、そういうところを膨らませて、そういう事業で利用できますよっていうところを増やせばよかったのに、こんな誰でも応援しますよという制度になってしまって、こどもどまんなかとかいろいろ言っていますけど、私達保育士、施設の関係者はみんな、子どもを端っこにした制度に感じるよねと話していて、本当に子どものこと考えているのかなってというのが1つ。それから、今少子化になってきておりますから、本当に空き教室を使って、そういう方を受け入れるってというのは、施設側にとってもね、運営的には救済策になるのかなと思いますけど、子どもたちのことを考えると、慣れない人、それから慣れない環境にママと来て、一緒にいれるならいいのですが、ママに置いていかれるとを感じるわけですよ。その後、子どもたちは泣く子もいるし、すぐ慣れる子もいると思うのですが、保育士はやっぱり寄り添っているから、マンツーマンなことが多いです。そうすると保育士不足で悩んでいるところは、手が出せないことになりまして、うちの施設でも保育士さんと話しましたが、子どもは泣いて帰る、それを見送る私達もつらいですよってという話になりまして、じゃあ、本制度はやらないことにしよう、と決めた訳です。こういう施設がたくさんあったのではと思いますけれども、苫小牧市さんも考えあぐねているじゃないかなと思うんですが、本当にやりたい施設はやってみた方がいいよねっていうことでここに園がたくさん名前を連ねていますけれど、今ちょっと安心したのは、施設が固定されないで、毎年毎年見直されるっていいのかなと思って聞いておりました。そういう点で、お母さん方のリフレッシュ、あるいは子どもさんの成長をね、育むためのものだったというのであれば、これはね苫小牧市さんに言ってもどうにもならないことなのです。でも、もう少し国が考えてほしいなというふうな思いがあり、本制度の在り方は率直に危惧しております。本当に10時間で何ができるのだろうかという辺りにですね、私も疑問を投げかけておきます。

あとちょっと給付のところの横に記載されている内容に対しての質問だったのですが、医療的ケア児加算あり、書いてありますが、これは医療的ケアをサポートする園を受入れるよってことなのでしょうか。そこの質問が一つと、それからあとですね、ちょっと3歳以上児の限定の保育事業についてということで、この3歳以上児限定は設置しませんと、苫小牧市が判断されたのは賢明だったかなと思います。今日、小規模さんで、やっぱり卒園されても、受入れ可能な幼稚園等と連携しているところすごく多いので、本当にこれはもう数が足りているかなと思うのですよね。だからこの点については評価したいなと思って聞いておりました。

(議長)

加算の関係について、事務局お願いします。

(こども育成課長)

はい。ご質問ありがとうございます。

誰でも通園制度が医療的ケア児のこの加算についてですが、こちらはですね医療的ケア児を受け入れる園があればまた加算がつくというような内容になっておりまして、医療的ケア児を受ける、受けないってところはですね各園の判断に委ねられる、ところです。やはり、看護師さんを配置するのがあるいは3号認定の研修を受けた保育士さんを配置しなければつかない加算ですので、非常にハードルが高いところで園の事情に合わせて各園の判断に委ねることになると考えております。

(健康こども部長)

あと残りの部分を私の方からお答えをさせていただきたいと思います。今回のこども誰でも通園制度ですが、遠藤副会長おっしゃっているとおりだと思います。現状一時保育であったり、預かりであったり、そういうもので対応をできるという部分は、我々も同様に思っている部分がございます。一方で、国としては、このこども誰でも通園制度を使ってですね、子育てをされている方の孤立化をできるだけ解消していくんだという制度設計のもとで行われる制度であります。

したがって、色々考え方はあるかと思いますが、本市としてこれはやらないよということには残念ながらならないものですから、我々としては、まずはこの令和8年度から国の流れに沿って、こども誰でも通園制度を実施していく、その上で、各園の経営判断等も委ねる形で、尊重して手挙げ方式によって今回20の施設がこども誰でも通園制度を行うことになったということになります。それから、先ほど説明の中でちょっと誤解があるかと思いますが、今回、認可と確認の申請部分でありますけれども、基本的には、今回申請上がっていただいたところについての確認を行うということになります。それ以降なのですけれども、新たに出てきたところ、あるいは事業をやめるなり、変更するというものについては、都度、審議会の方にお諮りをするということになります。ですので、今回の確認の部分は、がそのまま継続している場合には自動継続というか、一度行った確認を継続させていくということになりますので、毎年全ての施設をやり直すというようなことではありませんのでそこはちょっと誤解がないようにしていただければというふうに思います。それから3歳以上児の保育事業については、先ほど事務局担当の方からも説明をしたとおり、本市としてはこの部分については現状の施設で十分対応できると考えておりますので、今回のご提案は3歳以上の限定の小規模保育施設については必要ないのではないかと、不要という判断をさせていただきました。その辺も含めてご審議をいただければと思います。私から以上です。

(遠藤委員)

はい。ありがとうございます。野見山部長の方からのご説明で、審議会において事業者から、今年は続けますよ、継続しますよ、やめますよっていうふうなことを図ってその審議において決定していくということで理解してよろしいでしょうか？

(健康こども部長)

はい、結構です。

(遠藤委員)

あと、このこども誰でも通園制度っていうのが出始めてから、事業者の中には一定固定した補助額が多分公定価格っていう単価が、皆さん子どもたちについてくるんですけども、その中にどのぐらい含まれているんだろうっていう話が出ていたのですけれども、そのあたりちょっと概算でよろしいので、お聞かせ願いたいと思います。多分パートさんの1人分ぐらいかなっていう話が出ていたのですけれども、もしよろしければお話しください。

(議長)

はい、事務局の方から。

(こども育成課長)

はい。こども誰でも通園制度の給付費の方でお話ですが、0歳児がですね1時間1,700円、1・2歳児が1時間1,400円というふうに国は今のところ言っています。それにプラス利用者負担が1時間300円標準となっております。想定される収入としては0歳児1人につき、1時間であれば1,700円+300円で2,000円、1・2歳以上は1人につき1時間1,400円+300円で1,700円となっているところです。以上です。

(遠藤委員)

はい、ありがとうございました。

(議長)

全然関係ない話かもしれませんが、実際に私が1歳半健診等もしているわけですけども、その中

に、やはり保育園とか積極的に行きたがらないけれども、この子はそういう環境に入れた方が良くってというのが1回健診に行くと1人2人いるんですね。だから、そういう人たちが利用していくか、あるいはお母さん働けたら良いけど、いわゆる軽度発達障害の問題とか、そういう子どもたちがここに吸収されながら、次のステップに進んでいけるようなシステムを全部今度はこども未来部で一括されるわけですから、その辺を含めて市が整備されていくっていう方法も1つあるのかなど。僕は医療の立場なので、どうしてもそういう言い方をしますが、参考に考えていただければと思います。意見させてもらいました。

そのほか、質問等ございますでしょうか。はい、中田委員。

(中田委員)

明日からパブリックコメント始められるとのことでしたけど、どのように周知される予定でしょうか。お聞きしたいのは、意見をしたかったけど、パブリックコメントしているのを知らなかったという人が現れないように、たくさんの方に広がったらいいなと思うのですが、どのように周知される予定でしょうか。

(議長)

事務局のほうから回答をお願いします。

(こども育成課長)

質問ありがとうございます。周知の方法ですが、まず一番わかりやすいのは市のホームページになりまして、加えて新聞の下に出ます、「市役所だより」という欄で周知し、あと市の公式LINEを活用し、可能な限り多くの意見が集まりやすい周知に取り組んでいきたいと考えております。

(議長)

よろしいですか。

(中田委員)

ありがとうございました。

(議長)

その他ご意見、質問ありますでしょうか。

では審議会としまして支援事業計画の一部改定について承認するというところでよろしいでしょうか。

では事務局案でよろしいということで、事務局が支援事業計画の改定作業をお願いします。次にそのほか、その他としまして今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

(こども育成課主査)

それでは、資料6の今後のスケジュールについてご説明いたします。

今後は、北海道と利用定員について協議を行い、4月からこども誰でも通園制度が開始されます。また、こども計画策定の準備も始め、5月には第1回審議会を開催します。次年度の施設移行及び利用定員の協議を7月から開始し、9月には第2回審議会を開催します。11月には審議会の開催し、こども計画素案をお示しし、2月には最終案を作成し、審議会で審議いただいたのち、3月にはこども計画を策定したいと考えております。議事(3)アの説明は以上となります。

(議長)

事務局より、今後のスケジュールについて、説明がありました。

質問ご意見ございますか。

では、質問ご意見ないようですので、全体を通してご意見ご質問ございましたら追加でお願いいたします。

4 その他

(議長)

それでは、その他として、事務局のほうから、なにか報告ありますか？

(事務局)

ございません。

(議長)

それでは、長時間にわたりましたけれども、これですべて終了いたしました。皆さんご協力ありがとうございました。

5 閉会

(司会)

小原会長、ありがとうございました。

これをもちまして「令和7年度 第3回 苫小牧市子ども・子育て審議会」を閉会いたします。本日は長時間にわたる説明・審議にご協力いただきありがとうございました。お帰りの際、お忘れ物などないよう、お気をつけください。